

関原発第 526号  
2021年 1月13日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

### 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

2020年7月22日付け関原発第147号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書（2020年11月20日付け関原発第374号及び2020年12月9日付け関原発第450号にて一部補正）について、別紙のとおり一部補正します。

別紙

高浜発電所第3号機

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

I. 補正項目

II. 補正を必要とする理由を記載した書類

III. 補正前後比較表

IV. 補正内容を反映した書類

## I . 補正項目

### 補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
添付書類  ( 1 ) 添付資料  資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書  資料 1 - 2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性	「III. 補正前後比較表」による。

## II. 補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

2020年7月22日付け関原発第147号にて申請した設計及び工事計画認可申請書（2020年11月20日付け関原発第374号及び2020年12月9日付け関原発第450号にて一部補正）について、「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」の記載の適正化のため補正する。

### III. 補正前後比較表

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>目 次</p> <p>頁</p> <p>1. 概要 ..... T3-添1-2-1      2. <u>発電用原子炉の設置の許可との整合性</u> ..... T3-添1-2-1</p> 	<p>目 次</p> <p>頁</p> <p>1. 概要 ..... T3-添1-2-1      2. <u>基本方針</u> ..... T3-添1-2-1      3. <u>記載の基本事項</u> ..... T3-添1-2-1      4. <u>発電用原子炉の設置の許可との整合性</u>  <u>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な 体制の整備に関する事項</u> ..... T3-添1-2-2</p>	<p>記載の適正化      (設置許可申請書と設工認「IV. 設      計及び工事に係る品質マネジメント      システム」との整合性に関する明確      化)</p>

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要 本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性 今回の設計及び工事計画認可申請書において、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年1月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることについて、令和2年7月9日付け原規規発第2007091号にて認可の設計及び工事計画書の内容から変更がないことから、設置許可申請書と整合しており、当該基準に適合している。</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>1. 概要 本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年1月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。 設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（十一号）」と設計及び工事の計画のうち「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。 なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。また、本申請設備は、津波から防護する設備ではなく、設置許可申請書により許可された津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に影響を受けるものではない。</p> <p>3. 記載の基本事項 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、「本文（十一号）」に記載する順とする。</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
—	<p>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p>	<p>記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
	<p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>設計及び工事の計画・該当事項</p> <p>設置許可申請書（本文（十一号））において、設計及び工事の計画の内容は以下のとおり満足している。</p> <p>A. 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉</p> <p>1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>当社は、原子炉の運営・維持・向上させたるため、健全な安全管理文化を育成し及ぼす活動を行ふ仕組みを企み、施設の設備を構成・維持・維持するための「原子炉施設の保守のための業務に係る品質マネジメントシステム」（以下「品質保証」という。）に基づき、「品質マネジメント規則」として、以下の規則（以下「保安装置規則」という。）に定めている。（「品質マネジメントシステム計画」という。）の品質マネジメントシステム（以下「設工設品質管理計画」という。）は、保安装置品質マネジメントシステム（以下「設工認品質管理計画」という。）に示す「設工設品質管理計画」（以下「設工認品質管理計画」という。）に示す「設工認品質管理計画」（以下「設工認品質管理計画」という。）に示す「設工認品質管理計画」として、実施する。</p> <p>2. 活用範囲・定義</p> <p>設工設品質管理計画は、高浜発電所3号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る実施範囲に適用する。</p> <p>2.1 活用範囲</p> <p>設工設品質管理計画は、高浜発電所3号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る実施範囲に適用する。</p> <p>2.2 定義</p> <p>設工設品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安装置品質マネジメントシステム計画に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第4・3条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉や施設をいう。</p> <p>(2) 原子炉施設 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原原子炉施設を運営管理（運転開始前の管路を含む。）する各組織（組織の最小単位）の総称をいう。</p> <p>(3) 実用化用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）をいう。</p> <p>(4) 適合性確認対象設備 規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。</p> <p>設計及び工事の計画の適用範囲は、設置許可申請書（本文（十一号））の適用範囲に示す高浜発電所の保安活動に包含される。</p> <p>設計及び工事の計画の適用範囲は、設置許可申請書（本文（十二号））の適用範囲に示す高浜発電所の保安活動に包含される。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文（十二号））に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安装置規則の品質マネジメントシステム計画に従う。</p> <p>(1) 実用化用原子炉の規制に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）をいう。</p> <p>(2) 技術基準規則 25年6月28日原子力規制委員会規則第77号）をいう。</p> <p>(3) 実用化用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）の別表第二「設備別認可箇事項」に示された設備をいう。</p> <p>(4) 適合性確認対象設備 規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p>

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

## 【資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

発電用原子炉の設置の許可との整合性		設計及び工事の計画 諸当事項	整合性	備考
4. 品質マネジメントシステム	設置許可申請書(本文(4-1号))			
4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	3. 発工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等 設工認に付する設社は、工事及び検査に係る品質管理は、依存型品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行なう。 ② 原子力部門は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運営する。この場合、次に掲げる事項を原則とする。 a. 原子炉施設、組織、又は個別業務の品質又は機器等の品質でシステムを確立し、運営する。 b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関する原子炉の安全に影響を及ぼすもの及びそれのあるもの及びこれらに連関する潜在的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起り得る影響 (3) 原子力部門は、原子炉施設に適用されたことによる文書その他の品管マネジメントシステムに明記する。以下「品質マネジメント文書」といいう。) に明記する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文(4-1号))に基づき、品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行なうことをから整合している。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文(4-1号))に基づき、品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行なうことをから整合している。	
4.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用	3.2.1 設計及び工事のグレード分けの基準 設工認におけるグレード分けは、原子炉施設の各会社上の重要性に応じて以下のようよりR1～3に分類する。 ○設計・調査の管理に係るグレード分け(原子炉施設) ○設計・調査の管理に係るグレード分け(原子炉施設)	設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文(4-1号))に基づき、品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行なうことをから整合している。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文(4-1号))に基づき、品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その品質マネジメントシステムによる品質管理とし、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行なうことをから整合している。	
3.2.2 安全機能別重要度区分	3.2.2 安全機能別重要度区分 次に示すように該当する工事を ○クラスの設備に係る工事 ○クラスの設備本部割合でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラスの設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3、「その故障がプラント稼動にほどんど影響を及ぼさない設備」を除く。発電に係る工事 上記以外の設備に係る工事	○クラスの設備に係る工事 ○クラスの設備本部割合でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラスの設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3、「その故障がプラント稼動にほどんど影響を及ぼさない設備」を除く。発電に係る工事	○クラスの設備に係る工事 ○クラスの設備本部割合でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラスの設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3、「その故障がプラント稼動にほどんど影響を及ぼさない設備」を除く。発電に係る工事	
3.2.3 重要度	3.2.3 重要度 ※ 上記の「クラス1～3」は、「発電用原子炉施設の安全機能の重要度分類」に該当する。	Cクラス Aクラス Bクラス C	Aクラス Bクラス C	
3.2.4 安全機能別重要度区分	3.2.4 安全機能別重要度区分 R1：その故障により発電停止となる設備 R2：その故障がプラン遮断に重宝される影響を及ぼさない設備 R3：上記以外でマニホールドの故障がプラン遮断に重宝される影響を及ぼさない設備	安全機能別重要度区分 R1 PS-1 MS-1 PS-2 MS-2 PS-3 MS-3 その他 R2 A R3 B C	安全機能別重要度区分 R1 PS-1 MS-1 PS-2 MS-2 PS-3 MS-3 その他 R2 A R3 B C	
3.2.5 調査の管理に係るグレード分け(原子炉施設) 3.2.6 特定重大事故対処設備(常設設備) 3.2.7 重大事故対処設備(可搬設備)	3.2.5 調査の管理に係るグレード分け(原子炉施設) 3.2.6 特定重大事故対処設備(常設設備) 3.2.7 重大事故対処設備(可搬設備)	SA常設(工事等含む) SA可搬(工事等含む) SA可搬(購入のみ)	SA常設(工事等含む) SA可搬(工事等含む) SA可搬(購入のみ)	
3.6.2 供給者の選定	3.6.2 供給者の選定 設工認を主管する箇所の長は、設工認に必要な調査を行な場合、原子力の安全管理に及ぼす影響や供給者の集団等を考慮して、工事のグレード別に該当する供給者を決定する。	設工認を主管する箇所の長は、設工認に必要な調査を行な場合、原子力の安全管理に及ぼす影響や供給者の集団等を考慮して、工事のグレード別に該当する供給者を決定する。	設工認を主管する箇所の長は、設工認に必要な調査を行な場合、原子力の安全管理に及ぼす影響や供給者の集団等を考慮して、工事のグレード別に該当する供給者を決定する。	
3.6.3 調査品の調査管理	3.6.3 調査品の調査管理 業務の実施に際し、原子力の安全管理に及ぼす影響に応じて、調査管理に係るグレード分けを適用する。	業務の実施に際し、原子力の安全管理に及ぼす影響に応じて、調査管理に係るグレード分けを(2-2)から整合している。	業務の実施に際し、原子力の安全管理に及ぼす影響に応じて、調査管理に係るグレード分けを(2-2)から整合している。	

記載の適正化

(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可申請書（本文（十一号））</th> <th>設計及び工事の計画該当事項</th> <th>整合性 備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> <p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>設計及び工事の計画該当事項</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>整合性 備考</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にすべき業務を行つて、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる結果をうけ、そのプロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。 a. プロセスの順序及び相手の関係を明確にする。 b. プロセスの運用及び管理の基準を明確にする。 c. プロセスの運用及び管理の基準を明確にする。 d. プロセスの運用及び監視測定（以下「監視測定」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 e. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。 f. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定するごとにが困難である場合は、この限りでない、 g. プロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意匠決定の際に対立が生じた場合は、原子力の安全とそれを優先して育成し、及び維持する。 i. 原子力部門は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。 j. 原子力部門は、機器等又は専門業務は専門業務（関係法令を含む、以下「専門業務」という。）への適合に影響及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが整理されているようにする。 k. 原子力部門は、保全活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>4.2 品質マネジメントシステムの整備化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>原子力部門は、保全活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する項目を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (2) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするため、原子力部門が必要と決定した文書及び規則を作成する。 (4) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、当該プロセスを作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>4.2.2 品質マネジメントシステムの整備化</p> <p>原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用に次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (2) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (3) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (4) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、当該プロセスの責任者</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <p>(1) 適合性評価文書及び検査の設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (2) 承諾者が所有する文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂工場において承認が行われる当社の管理下にない設計図書を設計、</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性 備考	<p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p>			<p>設計及び工事の計画該当事項</p>			<p>整合性 備考</p>			<p>(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にすべき業務を行つて、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる結果をうけ、そのプロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。 a. プロセスの順序及び相手の関係を明確にする。 b. プロセスの運用及び管理の基準を明確にする。 c. プロセスの運用及び管理の基準を明確にする。 d. プロセスの運用及び監視測定（以下「監視測定」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 e. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。 f. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定するごとにが困難である場合は、この限りでない、 g. プロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意匠決定の際に対立が生じた場合は、原子力の安全とそれを優先して育成し、及び維持する。 i. 原子力部門は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。 j. 原子力部門は、機器等又は専門業務は専門業務（関係法令を含む、以下「専門業務」という。）への適合に影響及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが整理されているようにする。 k. 原子力部門は、保全活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>			<p>4.2 品質マネジメントシステムの整備化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>原子力部門は、保全活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する項目を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (2) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするため、原子力部門が必要と決定した文書及び規則を作成する。 (4) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、当該プロセスを作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p>			<p>4.2.2 品質マネジメントシステムの整備化</p> <p>原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用に次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (2) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (3) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (4) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、当該プロセスの責任者</p>			<p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <p>(1) 適合性評価文書及び検査の設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (2) 承諾者が所有する文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂工場において承認が行われる当社の管理下にない設計図書を設計、</p>			<p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p>			
設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性 備考																											
<p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p>																													
<p>設計及び工事の計画該当事項</p>																													
<p>整合性 備考</p>																													
<p>(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にすべき業務を行つて、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる結果をうけ、そのプロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。 a. プロセスの順序及び相手の関係を明確にする。 b. プロセスの運用及び管理の基準を明確にする。 c. プロセスの運用及び管理の基準を明確にする。 d. プロセスの運用及び監視測定（以下「監視測定」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 e. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。 f. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定するごとにが困難である場合は、この限りでない、 g. プロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意匠決定の際に対立が生じた場合は、原子力の安全とそれを優先して育成し、及び維持する。 i. 原子力部門は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。 j. 原子力部門は、機器等又は専門業務は専門業務（関係法令を含む、以下「専門業務」という。）への適合に影響及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが整理されているようにする。 k. 原子力部門は、保全活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>																													
<p>4.2 品質マネジメントシステムの整備化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>原子力部門は、保全活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する項目を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (2) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするため、原子力部門が必要と決定した文書及び規則を作成する。 (4) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、当該プロセスを作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p>																													
<p>4.2.2 品質マネジメントシステムの整備化</p> <p>原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用に次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (2) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (3) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (4) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織の長は、当該プロセスの責任者</p>																													
<p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <p>(1) 適合性評価文書及び検査の設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計・工事及び検査に係る文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 (2) 承諾者が所有する文書及び記録を、保全活動品質マネジメントシステムに於ける規定事項に基づき作成する。 a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂工場において承認が行われる当社の管理下にない設計図書を設計、</p>																													
<p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p>																													

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発電用原子炉の設置の許可との整合性</th> </tr> <tr> <th>設置及び工事の計画 該当事項</th><th>整合性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>前回に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する原子力部部門における各組織の要員を参照せること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び該文書の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握すること。</p> <p>g. 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 禁止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。</p> <p>この場合において、当該文書を保護するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 録録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、品質規則に規定する記録を必要事項に適合させ、品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録をもとに、当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになります。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の記録を定期・保存・保護、燃焼物の廃棄に際して、必要な方法を定めた手順書を作成する。</p> <p>5. 経営責任者の責任</p> <p>5.1 総務部長の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持つて品質マネジメントシステムを確立させ、実施させることとともに、その美効性を維持していくことを、次に掲げる業務を行うことによって実現する。</p> <p>(1) 品質行動を定めること。</p> <p>(2) 品質行動が定められているようにすること。</p> <p>(3) 品質行動が、健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 質量管理制度の体制を確保すること。</p> <p>(6) 國際化法令遵守すること。</p> <p>(7) 依存活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有すること。</p> <p>(8) 先駆並びに開拓する責任を考慮して策定が、原子力の安全の確保について、その優良性を認識させること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、原子力部門の意図決定に当たり、機器等及び附属業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようになります。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>品質方針が次に掲げる事項に適合しているようになります。</p> <p>(1) 原子力部門の目的及び状況に対する適切さのものであること。</p> <p>(2) 原子力部門の適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて開拓すること。</p> <p>(3) 品質目標を認め、評価するに当たっての判断となるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> </td><td> <p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p> </td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の設置の許可との整合性		設置及び工事の計画 該当事項	整合性	<p>前回に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する原子力部部門における各組織の要員を参照せること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び該文書の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握すること。</p> <p>g. 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 禁止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。</p> <p>この場合において、当該文書を保護するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 録録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、品質規則に規定する記録を必要事項に適合させ、品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録をもとに、当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになります。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の記録を定期・保存・保護、燃焼物の廃棄に際して、必要な方法を定めた手順書を作成する。</p> <p>5. 経営責任者の責任</p> <p>5.1 総務部長の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持つて品質マネジメントシステムを確立させ、実施させることとともに、その美効性を維持していくことを、次に掲げる業務を行うことによって実現する。</p> <p>(1) 品質行動を定めること。</p> <p>(2) 品質行動が定められているようにすること。</p> <p>(3) 品質行動が、健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 質量管理制度の体制を確保すること。</p> <p>(6) 國際化法令遵守すること。</p> <p>(7) 依存活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有すること。</p> <p>(8) 先駆並びに開拓する責任を考慮して策定が、原子力の安全の確保について、その優良性を認識させること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、原子力部門の意図決定に当たり、機器等及び附属業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようになります。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>品質方針が次に掲げる事項に適合しているようになります。</p> <p>(1) 原子力部門の目的及び状況に対する適切さのものであること。</p> <p>(2) 原子力部門の適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて開拓すること。</p> <p>(3) 品質目標を認め、評価するに当たっての判断となるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p>	
発電用原子炉の設置の許可との整合性								
設置及び工事の計画 該当事項	整合性							
<p>前回に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する原子力部部門における各組織の要員を参照せること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び該文書の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握すること。</p> <p>g. 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 禁止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。</p> <p>この場合において、当該文書を保護するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 録録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、品質規則に規定する記録を必要事項に適合させ、品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録をもとに、当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになります。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の記録を定期・保存・保護、燃焼物の廃棄に際して、必要な方法を定めた手順書を作成する。</p> <p>5. 経営責任者の責任</p> <p>5.1 総務部長の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持つて品質マネジメントシステムを確立させ、実施させることとともに、その美効性を維持していくことを、次に掲げる業務を行うことによって実現する。</p> <p>(1) 品質行動を定めること。</p> <p>(2) 品質行動が定められているようにすること。</p> <p>(3) 品質行動が、健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 質量管理制度の体制を確保すること。</p> <p>(6) 國際化法令遵守すること。</p> <p>(7) 依存活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有すること。</p> <p>(8) 先駆並びに開拓する責任を考慮して策定が、原子力の安全の確保について、その優良性を認識させること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、原子力部門の意図決定に当たり、機器等及び附属業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようになります。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>品質方針が次に掲げる事項に適合しているようになります。</p> <p>(1) 原子力部門の目的及び状況に対する適切さのものであること。</p> <p>(2) 原子力部門の適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて開拓すること。</p> <p>(3) 品質目標を認め、評価するに当たっての判断となるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p>							

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可申請書（本文（十一号））</th> <th>設計及び工事の計画該当事項</th> <th>整合性 備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.2 品質マネジメントシステムの整備</td> <td>発電用原子炉の設置の許可との整合性 設計及び工事の計画該当事項</td> <td> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの整備</p> <p>(1) 社長は、原水力部門における各組織において、品質目標・個別業務等を定められたる目標を含む)が定められるようする。</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なるようにする。</p> <p>5.4.3 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.10規定に適合するよう、その実施に当つては、計画が策定されるようとする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの委託者が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不確かな状態に維持されているようとする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に示す事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果</li> <li>b. 品質マネジメントシステムの変更性の維持</li> <li>c. 資源の利用可能性</li> <li>d. 責任及び権限の割当て</li> </ul> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、原水力部門における各組織及び個別の責任及び権限並びに原水力部門における各組織別監査の責任及び権限並びに監査する要員並びに監査を受けて要務を遂行する上記に付随する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されていくようになること。</li> <li>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社員に報告すること。</li> <li>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保に向けた認識が向上すること。</li> <li>d. 関係法令を遵守すること。</li> </ul> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されること。</li> <li>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。</li> <li>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</li> <li>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</li> <li>e. 関係法令を遵守すること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性 備考	5.4.2 品質マネジメントシステムの整備	発電用原子炉の設置の許可との整合性 設計及び工事の計画該当事項	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの整備</p> <p>(1) 社長は、原水力部門における各組織において、品質目標・個別業務等を定められたる目標を含む)が定められるようする。</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なるようにする。</p> <p>5.4.3 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.10規定に適合するよう、その実施に当つては、計画が策定されるようとする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの委託者が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不確かな状態に維持されているようとする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に示す事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果</li> <li>b. 品質マネジメントシステムの変更性の維持</li> <li>c. 資源の利用可能性</li> <li>d. 責任及び権限の割当て</li> </ul> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、原水力部門における各組織及び個別の責任及び権限並びに原水力部門における各組織別監査の責任及び権限並びに監査する要員並びに監査を受けて要務を遂行する上記に付随する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されていくようになること。</li> <li>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社員に報告すること。</li> <li>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保に向けた認識が向上すること。</li> <li>d. 関係法令を遵守すること。</li> </ul> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されること。</li> <li>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。</li> <li>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</li> <li>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</li> <li>e. 関係法令を遵守すること。</li> </ul>	記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)
設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性 備考						
5.4.2 品質マネジメントシステムの整備	発電用原子炉の設置の許可との整合性 設計及び工事の計画該当事項	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの整備</p> <p>(1) 社長は、原水力部門における各組織において、品質目標・個別業務等を定められたる目標を含む)が定められるようする。</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なるようにする。</p> <p>5.4.3 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.10規定に適合するよう、その実施に当つては、計画が策定されるようとする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの委託者が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不確かな状態に維持されているようとする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に示す事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果</li> <li>b. 品質マネジメントシステムの変更性の維持</li> <li>c. 資源の利用可能性</li> <li>d. 責任及び権限の割当て</li> </ul> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、原水力部門における各組織及び個別の責任及び権限並びに原水力部門における各組織別監査の責任及び権限並びに監査する要員並びに監査を受けて要務を遂行する上記に付随する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されていくようになること。</li> <li>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社員に報告すること。</li> <li>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保に向けた認識が向上すること。</li> <li>d. 関係法令を遵守すること。</li> </ul> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されること。</li> <li>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。</li> <li>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</li> <li>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</li> <li>e. 関係法令を遵守すること。</li> </ul>						

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発電用原子炉の設置の許可との整合性</th> </tr> <tr> <th>設置許可申請書（本文（十一号））</th> <th>設計及び工事の計画該当事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 管理者は、(1)の責任及び被従業員の範囲における、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を実施する。 a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 取組を積極的に見えるよう努めること。 c. 取組の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に見えるよう努めること。 d. 常に開いた会議の姿勢及び学習する姿勢を重視し改善させるとともに、職員が、積極的に業務の改善に対する意識を行えるよう努めること。 e. 職員が、積極的に業務の改善に対する意識を行えるよう努めること。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価、あらかじめ定めた期間で行う。</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>- T3-添1-2-7 -</td></tr> </tbody> </table> <p>5.5.4 組織の各部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているよう努めるとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が適切に伝達されるよう努めます。</p> <p>5.6.1 マネジメントレビュー</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、品質活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューによる情報</p> <p>原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内部監査の結果</li> <li>(2) 原子力部門の外部の者の意見</li> <li>(3) プロセスの運用状況</li> <li>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」といいう。）並びに自粧検査等の結果</li> <li>(5) 品質目標の達成状況</li> <li>(6) 健全な文化の育成及び維持の状況</li> <li>(7) 関係法規の遵守状況</li> <li>(8) 不適合及び未然防止処置状況</li> <li>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けた措置</li> <li>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすものがある変更</li> <li>(11) 原子力部門における各組織又は要員からの提案</li> <li>(12) 資源の妥当性</li> <li>(13) 保安装置の改善のために講じた措置の実効性</li> </ul> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けた措置</p> <p>(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受け、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</li> <li>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安装置の改善</li> <li>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び組織的な改善のための必要な資源</li> <li>d. 健全な安全文化の育成及び幹部に対する改善</li> <li>e. 開発手法の選手に関する改善</li> </ul> </td><td>記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の設置の許可との整合性		設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	(2) 管理者は、(1)の責任及び被従業員の範囲における、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を実施する。 a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 取組を積極的に見えるよう努めること。 c. 取組の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に見えるよう努めること。 d. 常に開いた会議の姿勢及び学習する姿勢を重視し改善させるとともに、職員が、積極的に業務の改善に対する意識を行えるよう努めること。 e. 職員が、積極的に業務の改善に対する意識を行えるよう努めること。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価、あらかじめ定めた期間で行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>- T3-添1-2-7 -</td></tr> </tbody> </table> <p>5.5.4 組織の各部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているよう努めるとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が適切に伝達されるよう努めます。</p> <p>5.6.1 マネジメントレビュー</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、品質活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューによる情報</p> <p>原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内部監査の結果</li> <li>(2) 原子力部門の外部の者の意見</li> <li>(3) プロセスの運用状況</li> <li>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」といいう。）並びに自粧検査等の結果</li> <li>(5) 品質目標の達成状況</li> <li>(6) 健全な文化の育成及び維持の状況</li> <li>(7) 関係法規の遵守状況</li> <li>(8) 不適合及び未然防止処置状況</li> <li>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けた措置</li> <li>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすものがある変更</li> <li>(11) 原子力部門における各組織又は要員からの提案</li> <li>(12) 資源の妥当性</li> <li>(13) 保安装置の改善のために講じた措置の実効性</li> </ul> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けた措置</p> <p>(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受け、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</li> <li>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安装置の改善</li> <li>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び組織的な改善のための必要な資源</li> <li>d. 健全な安全文化の育成及び幹部に対する改善</li> <li>e. 開発手法の選手に関する改善</li> </ul>	整合性	備考		- T3-添1-2-7 -	記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)
発電用原子炉の設置の許可との整合性												
設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項											
(2) 管理者は、(1)の責任及び被従業員の範囲における、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を実施する。 a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 取組を積極的に見えるよう努めること。 c. 取組の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に見えるよう努めること。 d. 常に開いた会議の姿勢及び学習する姿勢を重視し改善させるとともに、職員が、積極的に業務の改善に対する意識を行えるよう努めること。 e. 職員が、積極的に業務の改善に対する意識を行えるよう努めること。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価、あらかじめ定めた期間で行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>- T3-添1-2-7 -</td></tr> </tbody> </table> <p>5.5.4 組織の各部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているよう努めるとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が適切に伝達されるよう努めます。</p> <p>5.6.1 マネジメントレビュー</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、品質活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューによる情報</p> <p>原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内部監査の結果</li> <li>(2) 原子力部門の外部の者の意見</li> <li>(3) プロセスの運用状況</li> <li>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」といいう。）並びに自粧検査等の結果</li> <li>(5) 品質目標の達成状況</li> <li>(6) 健全な文化の育成及び維持の状況</li> <li>(7) 関係法規の遵守状況</li> <li>(8) 不適合及び未然防止処置状況</li> <li>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けた措置</li> <li>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすものがある変更</li> <li>(11) 原子力部門における各組織又は要員からの提案</li> <li>(12) 資源の妥当性</li> <li>(13) 保安装置の改善のために講じた措置の実効性</li> </ul> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けた措置</p> <p>(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受け、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</li> <li>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安装置の改善</li> <li>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び組織的な改善のための必要な資源</li> <li>d. 健全な安全文化の育成及び幹部に対する改善</li> <li>e. 開発手法の選手に関する改善</li> </ul>	整合性	備考		- T3-添1-2-7 -	記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)						
整合性	備考											
	- T3-添1-2-7 -											

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可申請書（本文（十一号））</th> <th>設計及び工事の計画該当事項</th> <th>整合性 備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</td> <td> <p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>設計及び工事の計画該当事項</p> <p>整合性 備考</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 滅菌の確保</p> <p>原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を確実に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 周囲 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 原子炉部門は、個別業務の実施に必要な技術及び経験を有し、意図した結果を達成するためには必要な知識及び技能並びにこれを運用する能力（以下「力量」という。）が適任に於ける者を要員に充てる。</p> <p>(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、体委活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのようないくつかの知識と技能を確実に定めること。 b. 自身の力量を確保するためこれらを評価する他の指標を講ずること。 c. 教育訓練その他の個別業務の実効性を評価すること。 d. 個別業務が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようになること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量及び教育訓練その他の指標に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 原子炉部門は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要件との整合性を確保する。 (3) 原子力部門は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」といふ。）の策定又は変更を行ったり、次に掲げる事項を明確にする。 a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更による結果 b. 個別業務に係る品質目標及び個別業務等要件事項 c. 個別業務等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d. 使用前審査等、検査等、換算、妥当性確認及び警報測定並びにこれらの基準（以下「合否判定基準」という。） e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要件を満足するための記録 (4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> </td> <td> <p>- T3-添1-2-8 -</p> <p>記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p> </td></tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性 備考	(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	<p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>設計及び工事の計画該当事項</p> <p>整合性 備考</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 滅菌の確保</p> <p>原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を確実に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 周囲 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 原子炉部門は、個別業務の実施に必要な技術及び経験を有し、意図した結果を達成するためには必要な知識及び技能並びにこれを運用する能力（以下「力量」という。）が適任に於ける者を要員に充てる。</p> <p>(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、体委活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのようないくつかの知識と技能を確実に定めること。 b. 自身の力量を確保するためこれらを評価する他の指標を講ずること。 c. 教育訓練その他の個別業務の実効性を評価すること。 d. 個別業務が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようになること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量及び教育訓練その他の指標に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 原子炉部門は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要件との整合性を確保する。 (3) 原子力部門は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」といふ。）の策定又は変更を行ったり、次に掲げる事項を明確にする。 a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更による結果 b. 個別業務に係る品質目標及び個別業務等要件事項 c. 個別業務等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d. 使用前審査等、検査等、換算、妥当性確認及び警報測定並びにこれらの基準（以下「合否判定基準」という。） e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要件を満足するための記録 (4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>- T3-添1-2-8 -</p> <p>記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>	
設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性 備考						
(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	<p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>設計及び工事の計画該当事項</p> <p>整合性 備考</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 滅菌の確保</p> <p>原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を確実に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 周囲 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 原子炉部門は、個別業務の実施に必要な技術及び経験を有し、意図した結果を達成するためには必要な知識及び技能並びにこれを運用する能力（以下「力量」という。）が適任に於ける者を要員に充てる。</p> <p>(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、体委活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのようないくつかの知識と技能を確実に定めること。 b. 自身の力量を確保するためこれらを評価する他の指標を講ずること。 c. 教育訓練その他の個別業務の実効性を評価すること。 d. 個別業務が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようになること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量及び教育訓練その他の指標に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 原子炉部門は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要件との整合性を確保する。 (3) 原子力部門は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」といふ。）の策定又は変更を行ったり、次に掲げる事項を明確にする。 a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更による結果 b. 個別業務に係る品質目標及び個別業務等要件事項 c. 個別業務等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d. 使用前審査等、検査等、換算、妥当性確認及び警報測定並びにこれらの基準（以下「合否判定基準」という。） e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要件を満足するための記録 (4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>- T3-添1-2-8 -</p> <p>記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>						

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考										
<p style="text-align: center;">発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設置許可申請書（本文（十一号））</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設計及び工事の計画該当事項</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整合性</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にナニカ車両原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 原子力部門の外部の者が明示してはいるものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 開鑑会</p> <p>c. n. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 當該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が明示されていること。</p> <p>c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果並びに当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、改修、個別業務等要求事項が変更された場合は、改修する文書が改修するようになるとともに、開鑑する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 個別の外観の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門の外部の者のから情報の取扱及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発計画</p> <p>7.3.1 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いられるための設計開発における設計、工事及び検査の流れを第3-2-1図に示すとともに、以下「設計開発計画」という。）を策定する。</p> <p>7.3.2 設計開発を管理する。次に掲げる事項を明確に定める。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発計画の策定においては、第一対象設備のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理課にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていること。</p> <p>(2) 原子力部門は、設工認品質管理課のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画にて設計、工事及び検査を実施する。</p> <p>7.3.3 設計開発の性質、期間及び遅延の程度、検証及び妥当性確認の方法並びに設計開発の各段階における範囲を明確に定める。</p> <p>7.3.4 設計開発に係る各段階及び要員の責任及び監督</p> <p>d. 設計開発に必要な原子炉施設の2次部及び3次部の資源</p> <p>(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達及び機関の明確な割り当てがなされるようするために、設計開発をに開ける各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> </td><td style="padding: 10px;"> <p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設置許可申請書（本文（十一号））</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設計及び工事の計画該当事項</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整合性</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にナニカ車両原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 原子力部門の外部の者が明示してはいるものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 開鑑会</p> <p>c. n. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 當該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が明示されていること。</p> <p>c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果並びに当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、改修、個別業務等要求事項が変更された場合は、改修する文書が改修するようになるとともに、開鑑する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 個別の外観の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門の外部の者のから情報の取扱及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発計画</p> <p>7.3.1 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いられるための設計開発における設計、工事及び検査の流れを第3-2-1図に示すとともに、以下「設計開発計画」という。）を策定する。</p> <p>7.3.2 設計開発を管理する。次に掲げる事項を明確に定める。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発計画の策定においては、第一対象設備のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理課にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていること。</p> <p>(2) 原子力部門は、設工認品質管理課のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画にて設計、工事及び検査を実施する。</p> <p>7.3.3 設計開発の性質、期間及び遅延の程度、検証及び妥当性確認の方法並びに設計開発の各段階における範囲を明確に定める。</p> <p>7.3.4 設計開発に係る各段階及び要員の責任及び監督</p> <p>d. 設計開発に必要な原子炉施設の2次部及び3次部の資源</p> <p>(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達及び機関の明確な割り当てがなされるようために、設計開発をに開ける各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> </td><td style="padding: 10px;"> <p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性	備考	<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にナニカ車両原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 原子力部門の外部の者が明示してはいるものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 開鑑会</p> <p>c. n. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 當該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が明示されていること。</p> <p>c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果並びに当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、改修、個別業務等要求事項が変更された場合は、改修する文書が改修するようになるとともに、開鑑する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 個別の外観の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門の外部の者のから情報の取扱及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発計画</p> <p>7.3.1 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いられるための設計開発における設計、工事及び検査の流れを第3-2-1図に示すとともに、以下「設計開発計画」という。）を策定する。</p> <p>7.3.2 設計開発を管理する。次に掲げる事項を明確に定める。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発計画の策定においては、第一対象設備のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理課にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていること。</p> <p>(2) 原子力部門は、設工認品質管理課のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画にて設計、工事及び検査を実施する。</p> <p>7.3.3 設計開発の性質、期間及び遅延の程度、検証及び妥当性確認の方法並びに設計開発の各段階における範囲を明確に定める。</p> <p>7.3.4 設計開発に係る各段階及び要員の責任及び監督</p> <p>d. 設計開発に必要な原子炉施設の2次部及び3次部の資源</p> <p>(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達及び機関の明確な割り当てがなされるようするために、設計開発をに開ける各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設置許可申請書（本文（十一号））</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設計及び工事の計画該当事項</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整合性</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にナニカ車両原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 原子力部門の外部の者が明示してはいるものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 開鑑会</p> <p>c. n. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 當該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が明示されていること。</p> <p>c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果並びに当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、改修、個別業務等要求事項が変更された場合は、改修する文書が改修するようになるとともに、開鑑する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 個別の外観の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門の外部の者のから情報の取扱及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発計画</p> <p>7.3.1 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いられるための設計開発における設計、工事及び検査の流れを第3-2-1図に示すとともに、以下「設計開発計画」という。）を策定する。</p> <p>7.3.2 設計開発を管理する。次に掲げる事項を明確に定める。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発計画の策定においては、第一対象設備のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理課にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていること。</p> <p>(2) 原子力部門は、設工認品質管理課のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画にて設計、工事及び検査を実施する。</p> <p>7.3.3 設計開発の性質、期間及び遅延の程度、検証及び妥当性確認の方法並びに設計開発の各段階における範囲を明確に定める。</p> <p>7.3.4 設計開発に係る各段階及び要員の責任及び監督</p> <p>d. 設計開発に必要な原子炉施設の2次部及び3次部の資源</p> <p>(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達及び機関の明確な割り当てがなされるようために、設計開発をに開ける各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> </td><td style="padding: 10px;"> <p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p> </td></tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性	備考	<p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にナニカ車両原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 原子力部門の外部の者が明示してはいるものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 開鑑会</p> <p>c. n. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 當該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が明示されていること。</p> <p>c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果並びに当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、改修、個別業務等要求事項が変更された場合は、改修する文書が改修するようになるとともに、開鑑する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 個別の外観の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門の外部の者のから情報の取扱及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発計画</p> <p>7.3.1 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いられるための設計開発における設計、工事及び検査の流れを第3-2-1図に示すとともに、以下「設計開発計画」という。）を策定する。</p> <p>7.3.2 設計開発を管理する。次に掲げる事項を明確に定める。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発計画の策定においては、第一対象設備のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理課にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていること。</p> <p>(2) 原子力部門は、設工認品質管理課のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画にて設計、工事及び検査を実施する。</p> <p>7.3.3 設計開発の性質、期間及び遅延の程度、検証及び妥当性確認の方法並びに設計開発の各段階における範囲を明確に定める。</p> <p>7.3.4 設計開発に係る各段階及び要員の責任及び監督</p> <p>d. 設計開発に必要な原子炉施設の2次部及び3次部の資源</p> <p>(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達及び機関の明確な割り当てがなされるようために、設計開発をに開ける各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p>
設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性	備考									
<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にナニカ車両原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 原子力部門の外部の者が明示してはいるものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 開鑑会</p> <p>c. n. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 當該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が明示されていること。</p> <p>c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果並びに当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、改修、個別業務等要求事項が変更された場合は、改修する文書が改修するようになるとともに、開鑑する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 個別の外観の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門の外部の者のから情報の取扱及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発計画</p> <p>7.3.1 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いられるための設計開発における設計、工事及び検査の流れを第3-2-1図に示すとともに、以下「設計開発計画」という。）を策定する。</p> <p>7.3.2 設計開発を管理する。次に掲げる事項を明確に定める。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発計画の策定においては、第一対象設備のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理課にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていること。</p> <p>(2) 原子力部門は、設工認品質管理課のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画にて設計、工事及び検査を実施する。</p> <p>7.3.3 設計開発の性質、期間及び遅延の程度、検証及び妥当性確認の方法並びに設計開発の各段階における範囲を明確に定める。</p> <p>7.3.4 設計開発に係る各段階及び要員の責任及び監督</p> <p>d. 設計開発に必要な原子炉施設の2次部及び3次部の資源</p> <p>(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達及び機関の明確な割り当てがなされるようするために、設計開発をに開ける各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設置許可申請書（本文（十一号））</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設計及び工事の計画該当事項</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整合性</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にナニカ車両原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 原子力部門の外部の者が明示してはいるものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 開鑑会</p> <p>c. n. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 當該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が明示されていること。</p> <p>c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果並びに当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、改修、個別業務等要求事項が変更された場合は、改修する文書が改修するようになるとともに、開鑑する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 個別の外観の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門の外部の者のから情報の取扱及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発計画</p> <p>7.3.1 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いられるための設計開発における設計、工事及び検査の流れを第3-2-1図に示すとともに、以下「設計開発計画」という。）を策定する。</p> <p>7.3.2 設計開発を管理する。次に掲げる事項を明確に定める。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発計画の策定においては、第一対象設備のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理課にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていること。</p> <p>(2) 原子力部門は、設工認品質管理課のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画にて設計、工事及び検査を実施する。</p> <p>7.3.3 設計開発の性質、期間及び遅延の程度、検証及び妥当性確認の方法並びに設計開発の各段階における範囲を明確に定める。</p> <p>7.3.4 設計開発に係る各段階及び要員の責任及び監督</p> <p>d. 設計開発に必要な原子炉施設の2次部及び3次部の資源</p> <p>(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達及び機関の明確な割り当てがなされるようために、設計開発をに開ける各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> </td><td style="padding: 10px;"> <p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p> </td></tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性	備考	<p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にナニカ車両原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 原子力部門の外部の者が明示してはいるものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 開鑑会</p> <p>c. n. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 當該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が明示されていること。</p> <p>c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果並びに当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、改修、個別業務等要求事項が変更された場合は、改修する文書が改修するようになるとともに、開鑑する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 個別の外観の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門の外部の者のから情報の取扱及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発計画</p> <p>7.3.1 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いられるための設計開発における設計、工事及び検査の流れを第3-2-1図に示すとともに、以下「設計開発計画」という。）を策定する。</p> <p>7.3.2 設計開発を管理する。次に掲げる事項を明確に定める。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発計画の策定においては、第一対象設備のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理課にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていること。</p> <p>(2) 原子力部門は、設工認品質管理課のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画にて設計、工事及び検査を実施する。</p> <p>7.3.3 設計開発の性質、期間及び遅延の程度、検証及び妥当性確認の方法並びに設計開発の各段階における範囲を明確に定める。</p> <p>7.3.4 設計開発に係る各段階及び要員の責任及び監督</p> <p>d. 設計開発に必要な原子炉施設の2次部及び3次部の資源</p> <p>(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達及び機関の明確な割り当てがなされるようために、設計開発をに開ける各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p>					
設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画該当事項	整合性	備考									
<p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にナニカ車両原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 原子力部門の外部の者が明示してはいるものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 開鑑会</p> <p>c. n. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 當該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が明示されていること。</p> <p>c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果並びに当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、改修、個別業務等要求事項が変更された場合は、改修する文書が改修するようになるとともに、開鑑する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 個別の外観の者との情報の伝達等</p> <p>原子力部門の外部の者のから情報の取扱及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発計画</p> <p>7.3.1 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いられるための設計開発における設計、工事及び検査の流れを第3-2-1図に示すとともに、以下「設計開発計画」という。）を策定する。</p> <p>7.3.2 設計開発を管理する。次に掲げる事項を明確に定める。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発計画の策定においては、第一対象設備のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理課にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていること。</p> <p>(2) 原子力部門は、設工認品質管理課のうち、設工認申請（仮出）が不要な品質マネジメントシステム計画にて設計、工事及び検査を実施する。</p> <p>7.3.3 設計開発の性質、期間及び遅延の程度、検証及び妥当性確認の方法並びに設計開発の各段階における範囲を明確に定める。</p> <p>7.3.4 設計開発に係る各段階及び要員の責任及び監督</p> <p>d. 設計開発に必要な原子炉施設の2次部及び3次部の資源</p> <p>(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達及び機関の明確な割り当てがなされるようために、設計開発をに開ける各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>（設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化）</p>											

## 高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

### 【資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

設置許可申請書(本文)(十一号)		発電用原子炉の設置の許可との整合性	
第33-2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階		該当事項	
		整合性	備考
各段階	保安地図・品質マネジメントシステムによる品質管理計画の対応項目	運営を確保するため必要な運営計画を実施するための計画	運営要
3.3 設計における品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	設計を実施するため必要な設計を実施するための計画	運営計画を実施するための計画
3.3.1 各条件に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	要求事項の明確化	技術基準規則等に準拠するための設備・設備・運用の細則
3.3.2 な通じて機器に対する設備の施工	7.3.3 設計開発の結果	要求事項を満足する基本設計方針	要求事項を満足する基本設計方針の作成
設計	7.3.4 設計における検証	運営を実施するため必要な検証	運営を実施するため必要な検証
3.3.3(1) (設計1)	7.3.5 設計開発の結果、係る情報	運営を実施するため必要な検証	運営を実施するため必要な検証
3.3.3(2)	7.3.6 設計開発の結果、係る情報	運営を実施するため必要な検証	運営を実施するため必要な検証
3.3.3(3)	7.3.7 設計開発の変更	運営を実施するため必要な検証	運営を実施するため必要な検証
3.3.4 設計における変更	7.3.8 設計開発の変更管理	運営を実施するための設計	運営を実施するための設計
3.4.1 設工認に基づく具体的な設計の設計の実施 (設計3)	7.3.9 設計開発の実施	設計を実施するための設計	設計を実施するための設計
3.4.2 具体的な設備の設計	—	運営を実施するための工事の実施	運営を実施するための工事の実施
3.5.1 使用事業者検査での確認事項	—	運営を実施するための工事の実施	運営を実施するための工事の実施
3.5.2 工事及び検査	—	運営を実施するための工事の実施	運営を実施するための工事の実施
3.5.3 檢査漏の管理	—	運営を実施するための工事の実施	運営を実施するための工事の実施
3.5.4 主要な制御部の整備	—	主要な取扱いの溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のアコセスの管理	主要な取扱いの溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のアコセスの管理
使用事業者検査の実施	7.4.6 設計開発の実施	運営を実施するための工事の実施	運営を実施するための工事の実施
3.5.5 調査	7.4.7 機器等	運営を実施するための工事の実施	運営を実施するための工事の実施
3.6 管理の方法	7.4.8 機器等	運営を実施するための工事の実施	運営を実施するための工事の実施

※ : 「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。

- T3-添付L2-10 -

記載の適正化

(設置許可申請書と設工認「IV. 計画及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)

## 高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

## 【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

## 【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考							
<p>7.3.3 設置許可申請書（本文（十一号））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計及び工事の計画</th> <th>該当事項</th> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3.3 設計における設計及び設計のアクトブックに対する検証 （1）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報、設計開発時に用いた情報と、 比較して施設の構造及び性能をより簡単に理解する。 （2）原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスにおいて、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報が承認する。 （3）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報と、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</td> <td>3.3.3 設計における設計及び設計のアクトブックに対する検証 （1）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報、設計開発時に用いた情報と、 比較して施設の構造及び性能をより簡単に理解する。 （2）原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスにおいて、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報が承認する。 （3）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報と、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</td> <td>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高底発電所原子炉施設保安規定期間の品質マネジメントシステム計画にて、設計開発からアクトブック上まで成するためには設計を実施していくことから整合している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>7.3.4 設計開発の結果に係る情報 （1）原子力部門は、設計開発の測定が販路において、設計開発計画にしたがって、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について、当該開発の内容を明確にして、必要な指針を提示すること。 b. 原子力部門は、設計開発と並行して、当該設計開発と並行して、当該設計開発の代表者及び当該設計開発に係る開発者を参加させること。 （3）原子力部門は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発と並行して、当該結果に基づく問題点に係る課題を訂正し、これを管理する。 （2）原子力部門は、設計開発計画にしたがって検討を実施する。また、課題を実施した者の業務に直接関与して、または上位職の者に検討を実施させること。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証 （1）原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合して、ある状態を確保するため、設計開発計画にしたがって検討を実施する。また、課題を実施した者の業務に直接関与して、または上位職の者に検討を実施させること。 （2）原子力部門は、設計開発の結果の記録及び当該設計開発の結果に基づき課題を訂正し、これを管理する。 （3）原子力部門は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせること。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認 （1）原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性を確認するため、設計開発計画にしたがって、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。 （2）原子力部門は、機能等の使用又は個別業務の実施に当り、あらかじめ、設計開発を完了する。 （3）原子力部門は、設計開発を当該確認の結果の記録及び当該設計開発を担当する要員が作成し、これを管理する。</p>	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考	3.3.3 設計における設計及び設計のアクトブックに対する検証 （1）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報、設計開発時に用いた情報と、 比較して施設の構造及び性能をより簡単に理解する。 （2）原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスにおいて、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報が承認する。 （3）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報と、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	3.3.3 設計における設計及び設計のアクトブックに対する検証 （1）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報、設計開発時に用いた情報と、 比較して施設の構造及び性能をより簡単に理解する。 （2）原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスにおいて、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報が承認する。 （3）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報と、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高底発電所原子炉施設保安規定期間の品質マネジメントシステム計画にて、設計開発からアクトブック上まで成するためには設計を実施していくことから整合している。	<p>7.3.3 設計における設計及び設計のアクトブックに対する検証 （1）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報、設計開発時に用いた情報と、 比較して施設の構造及び性能をより簡単に理解する。 （2）原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスにおいて、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報が承認する。 （3）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報と、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高底発電所原子炉施設保安規定期間の品質マネジメントシステム計画にて、設計開発からアクトブック上まで成するためには設計を実施していくことから整合している。
設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考						
3.3.3 設計における設計及び設計のアクトブックに対する検証 （1）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報、設計開発時に用いた情報と、 比較して施設の構造及び性能をより簡単に理解する。 （2）原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスにおいて、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報が承認する。 （3）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報と、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	3.3.3 設計における設計及び設計のアクトブックに対する検証 （1）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報、設計開発時に用いた情報と、 比較して施設の構造及び性能をより簡単に理解する。 （2）原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスにおいて、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報が承認する。 （3）原子力部門は、設計開発の結果に係る情報と、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高底発電所原子炉施設保安規定期間の品質マネジメントシステム計画にて、設計開発からアクトブック上まで成するためには設計を実施していくことから整合している。							
<p>7.3.4 設計開発の結果に係る情報 （1）原子力部門は、設計開発の測定が販路において、設計開発計画にしたがって、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について、当該開発の内容を明確にして、必要な指針を提示すること。 b. 原子力部門は、設計開発と並行して、当該設計開発と並行して、当該設計開発の代表者及び当該設計開発に係る開発者を参加させること。 （3）原子力部門は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発と並行して、当該結果に基づく問題点に係る課題を訂正し、これを管理する。 （2）原子力部門は、設計開発計画にしたがって検討を実施する。また、課題を実施した者の業務に直接関与して、または上位職の者に検討を実施させること。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証 （1）原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合して、ある状態を確保するため、設計開発計画にしたがって検討を実施する。また、課題を実施した者の業務に直接関与して、または上位職の者に検討を実施させること。 （2）原子力部門は、設計開発の結果の記録及び当該設計開発の結果に基づき課題を訂正し、これを管理する。 （3）原子力部門は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせること。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認 （1）原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性を確認するため、設計開発計画にしたがって、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。 （2）原子力部門は、機能等の使用又は個別業務の実施に当り、あらかじめ、設計開発を完了する。 （3）原子力部門は、設計開発を当該確認の結果の記録及び当該設計開発を担当する要員が作成し、これを管理する。</p>	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高底発電所原子炉施設保安規定期間の品質マネジメントシステム計画にて、設計開発からアクトブック上まで成するためには設計を実施していくことから整合している。								

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

## 【資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考				
<p style="text-align: center;"> </p> <p>発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可申請書（本文（十一号））</th> <th>設計及び工事の計画・該当事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び強度を定める。この場合には、(1)調達用具の取扱い、(2)調達物品等の供給者と供給先との間で、(3)調達用具の取扱い、(4)調達用具の取扱い、(5)調達用具の取扱い。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等の要求事項にしたがい、調達物品等を供給する能力を擲出しして、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的能力を有することを判断の基準として供給者の評価を実施する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施による健全性(当該調達物品等の調達後ににおけるこれらの人材及び運用に必要な技術情報等と供給するものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するためには、指標に則する項目を含む。)を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報について、次に掲げる調達物品等要求事項を満たすことを定める。 a. 調達物品等の供給者の業務の品質に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を有するためには、必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たつての評価に必要な要求事項 g. その他の調達物品等に必要な要求事項 (2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原原子力部門が調達物品等の供給者の業務等において使用する前事業者検査等と、原原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対する情報等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対して、調達物品等要求事項への適合状況を記載した文書を提出させる。</p> </td> <td> <p>(2) 調達物品等は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達者が輸入されるまでに、製品は必ず該当する規格を保証する。</p> <p>(1) 調達用具の取扱いは、二般使用品を原子炉施設に使用するに当たる際、調達用具の取扱い、(2)調達用具の取扱い、(3)調達用具の取扱い、(4)調達用具の取扱い、(5)調達用具の取扱い。</p> <p>(3) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(6) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>3.6.1 供給者の技術評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的能力を有することを判断の基準として供給者の評価を実施する。</p> <p>3.6.2 供給者の技術評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>3.6.3 供給者の技術評価</p> <p>業務の実施に際し、原原子力の安全管理に及ぼす影響に応じて、調達製品に係るグレード分けの適用に従事する箇所の長は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(1) 調達用具の取扱いは、(2)調達用具の取扱い、(3)調達用具の取扱い、(4)調達用具の取扱い、(5)調達用具の取扱い。</p> <p>(2) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> </td> <td> <p>記載の適正化</p> <p>(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画・該当事項	備考	<p>(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び強度を定める。この場合には、(1)調達用具の取扱い、(2)調達物品等の供給者と供給先との間で、(3)調達用具の取扱い、(4)調達用具の取扱い、(5)調達用具の取扱い。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等の要求事項にしたがい、調達物品等を供給する能力を擲出しして、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的能力を有することを判断の基準として供給者の評価を実施する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施による健全性(当該調達物品等の調達後ににおけるこれらの人材及び運用に必要な技術情報等と供給するものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するためには、指標に則する項目を含む。)を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報について、次に掲げる調達物品等要求事項を満たすことを定める。 a. 調達物品等の供給者の業務の品質に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を有するためには、必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たつての評価に必要な要求事項 g. その他の調達物品等に必要な要求事項 (2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原原子力部門が調達物品等の供給者の業務等において使用する前事業者検査等と、原原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対する情報等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対して、調達物品等要求事項への適合状況を記載した文書を提出させる。</p>	<p>(2) 調達物品等は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達者が輸入されるまでに、製品は必ず該当する規格を保証する。</p> <p>(1) 調達用具の取扱いは、二般使用品を原子炉施設に使用するに当たる際、調達用具の取扱い、(2)調達用具の取扱い、(3)調達用具の取扱い、(4)調達用具の取扱い、(5)調達用具の取扱い。</p> <p>(3) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(6) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>3.6.1 供給者の技術評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的能力を有することを判断の基準として供給者の評価を実施する。</p> <p>3.6.2 供給者の技術評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>3.6.3 供給者の技術評価</p> <p>業務の実施に際し、原原子力の安全管理に及ぼす影響に応じて、調達製品に係るグレード分けの適用に従事する箇所の長は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(1) 調達用具の取扱いは、(2)調達用具の取扱い、(3)調達用具の取扱い、(4)調達用具の取扱い、(5)調達用具の取扱い。</p> <p>(2) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>
設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画・該当事項	備考				
<p>(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び強度を定める。この場合には、(1)調達用具の取扱い、(2)調達物品等の供給者と供給先との間で、(3)調達用具の取扱い、(4)調達用具の取扱い、(5)調達用具の取扱い。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等の要求事項にしたがい、調達物品等を供給する能力を擲出しして、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的能力を有することを判断の基準として供給者の評価を実施する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施による健全性(当該調達物品等の調達後ににおけるこれらの人材及び運用に必要な技術情報等と供給するものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するためには、指標に則する項目を含む。)を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報について、次に掲げる調達物品等要求事項を満たすことを定める。 a. 調達物品等の供給者の業務の品質に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を有するためには、必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たつての評価に必要な要求事項 g. その他の調達物品等に必要な要求事項 (2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原原子力部門が調達物品等の供給者の業務等において使用する前事業者検査等と、原原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対する情報等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対して、調達物品等要求事項への適合状況を記載した文書を提出させる。</p>	<p>(2) 調達物品等は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達者が輸入されるまでに、製品は必ず該当する規格を保証する。</p> <p>(1) 調達用具の取扱いは、二般使用品を原子炉施設に使用するに当たる際、調達用具の取扱い、(2)調達用具の取扱い、(3)調達用具の取扱い、(4)調達用具の取扱い、(5)調達用具の取扱い。</p> <p>(3) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(6) 原子力部門は、(4)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>3.6.1 供給者の技術評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的能力を有することを判断の基準として供給者の評価を実施する。</p> <p>3.6.2 供給者の技術評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>3.6.3 供給者の技術評価</p> <p>業務の実施に際し、原原子力の安全管理に及ぼす影響に応じて、調達製品に係るグレード分けの適用に従事する箇所の長は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(1) 調達用具の取扱いは、(2)調達用具の取扱い、(3)調達用具の取扱い、(4)調達用具の取扱い、(5)調達用具の取扱い。</p> <p>(2) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた指標に係る証紙を作成し、これを保管する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>				

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性】

変更前	変更後	備考					
<p>発電用原子炉設置の許可との整合性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可申請書(本文(十一号))</th> <th>設計及び工事の計画・該当事項</th> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 原子力施設は、調達物品等が調達物品質量と数量に適合していることによる。また、調達物品等が納入されるまでの間、調達物品等を必要とする箇所の搬入を実施する。            (2) 原子力施設は、調達物品等の供給者との工事監査において調達物品等の検証を実施する。            (3) 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達物品が調達する事項を満たすことを確認する。</p> <p>3.6.4 供給会社から品質監査をする箇所の長は、供給者の品質監査活動及び健全化活動を監査する。            3.6.5 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。            3.6.6 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>原子力施設は、個別業務計画に基づき、個別業務区分に属する事項(当該別業務の内容から該当しないものを除く。)に適合する上に、            (1) 原子炉施設のための安全のために必要な措置を講じること。            (2) 手順等が利用できる体制にあること。            (3) 当該別業務に見合った設備を使用していること。            (4) 調達物等のための調査が私的である場合にあり、かつ、当該設備を使用する。            (5) 8.2.3に基づき監視機能を実施していること。            (6) 品質監査に関する事項に基づき、プロセスの実際と連携して監査を行っていること。</p> <p>3.5 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.4.2 用意が調達の資料に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する箇所の長は、段階的に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に依拠して実施する。</p> <p>3.5.1 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.2 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.3 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.4 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文(十一号))に基づき定めている高浜発電所原子炉施設の品質マネジメントシステム計画に従い、その他の活動を全般調達製品の検査を実施している。よから整合性はない。</p> <p>3.6.4 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.6.5 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.6.6 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>原子力施設は、個別業務計画に基づき、個別業務区分に属する事項(当該別業務の内容から該当しないものを除く。)に適合する上に、            (1) 原子炉施設のための安全のために必要な措置を講じること。            (2) 手順等が利用できる体制にあること。            (3) 当該別業務に見合った設備を使用していること。            (4) 調達物等のための調査が私的である場合にあり、かつ、当該設備を使用する。            (5) 8.2.3に基づき監視機能を実施していること。            (6) 品質監査に関する事項に基づき、プロセスの実際と連携して監査を行っていること。</p> <p>3.5 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.1 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.2 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.3 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.4 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> </td> <td> <p>記載の適正化</p> <p>(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画・該当事項	整合性	備考	<p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 原子力施設は、調達物品等が調達物品質量と数量に適合していることによる。また、調達物品等が納入されるまでの間、調達物品等を必要とする箇所の搬入を実施する。            (2) 原子力施設は、調達物品等の供給者との工事監査において調達物品等の検証を実施する。            (3) 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達物品が調達する事項を満たすことを確認する。</p> <p>3.6.4 供給会社から品質監査をする箇所の長は、供給者の品質監査活動及び健全化活動を監査する。            3.6.5 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。            3.6.6 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>原子力施設は、個別業務計画に基づき、個別業務区分に属する事項(当該別業務の内容から該当しないものを除く。)に適合する上に、            (1) 原子炉施設のための安全のために必要な措置を講じること。            (2) 手順等が利用できる体制にあること。            (3) 当該別業務に見合った設備を使用していること。            (4) 調達物等のための調査が私的である場合にあり、かつ、当該設備を使用する。            (5) 8.2.3に基づき監視機能を実施していること。            (6) 品質監査に関する事項に基づき、プロセスの実際と連携して監査を行っていること。</p> <p>3.5 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.4.2 用意が調達の資料に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する箇所の長は、段階的に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に依拠して実施する。</p> <p>3.5.1 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.2 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.3 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.4 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文(十一号))に基づき定めている高浜発電所原子炉施設の品質マネジメントシステム計画に従い、その他の活動を全般調達製品の検査を実施している。よから整合性はない。</p> <p>3.6.4 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.6.5 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.6.6 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>原子力施設は、個別業務計画に基づき、個別業務区分に属する事項(当該別業務の内容から該当しないものを除く。)に適合する上に、            (1) 原子炉施設のための安全のために必要な措置を講じること。            (2) 手順等が利用できる体制にあること。            (3) 当該別業務に見合った設備を使用していること。            (4) 調達物等のための調査が私的である場合にあり、かつ、当該設備を使用する。            (5) 8.2.3に基づき監視機能を実施していること。            (6) 品質監査に関する事項に基づき、プロセスの実際と連携して監査を行っていること。</p> <p>3.5 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.1 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.2 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.3 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.4 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>
設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画・該当事項	整合性	備考				
<p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 原子力施設は、調達物品等が調達物品質量と数量に適合していることによる。また、調達物品等が納入されるまでの間、調達物品等を必要とする箇所の搬入を実施する。            (2) 原子力施設は、調達物品等の供給者との工事監査において調達物品等の検証を実施する。            (3) 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達物品が調達する事項を満たすことを確認する。</p> <p>3.6.4 供給会社から品質監査をする箇所の長は、供給者の品質監査活動及び健全化活動を監査する。            3.6.5 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。            3.6.6 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>原子力施設は、個別業務計画に基づき、個別業務区分に属する事項(当該別業務の内容から該当しないものを除く。)に適合する上に、            (1) 原子炉施設のための安全のために必要な措置を講じること。            (2) 手順等が利用できる体制にあること。            (3) 当該別業務に見合った設備を使用していること。            (4) 調達物等のための調査が私的である場合にあり、かつ、当該設備を使用する。            (5) 8.2.3に基づき監視機能を実施していること。            (6) 品質監査に関する事項に基づき、プロセスの実際と連携して監査を行っていること。</p> <p>3.5 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.4.2 用意が調達の資料に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する箇所の長は、段階的に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に依拠して実施する。</p> <p>3.5.1 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.2 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.3 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.4 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文(十一号))に基づき定めている高浜発電所原子炉施設の品質マネジメントシステム計画に従い、その他の活動を全般調達製品の検査を実施している。よから整合性はない。</p> <p>3.6.4 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.6.5 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.6.6 供給会社から品質監査をする箇所の長は、監査結果を監査会社へ報告する。</p> <p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>原子力施設は、個別業務計画に基づき、個別業務区分に属する事項(当該別業務の内容から該当しないものを除く。)に適合する上に、            (1) 原子炉施設のための安全のために必要な措置を講じること。            (2) 手順等が利用できる体制にあること。            (3) 当該別業務に見合った設備を使用していること。            (4) 調達物等のための調査が私的である場合にあり、かつ、当該設備を使用する。            (5) 8.2.3に基づき監視機能を実施していること。            (6) 品質監査に関する事項に基づき、プロセスの実際と連携して監査を行っていること。</p> <p>3.5 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.1 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.2 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.3 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p> <p>3.5.4 他用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された工事に間に該当する場合に、技術基準規則に定めるように、            ①実施するための、            ②実施した工事が、            ③実施した工事の仕様が適合確認</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>					

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可申請書（本文（十一号））</th><th>設計及び工事の計画 該当事項</th><th>整合性 備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>3.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する者は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載されたとおりに設置され、且つ、既存施設に接続して、又は新規に接続して、運営するための必要な施設を計画する。 使用前事業者検査は、(1)事2の3.5-1表に定める要求検査の項目及び検査項目日程に基づき、計画を策定する。 主な検査項目は、技術基準規則上の指標（適用）に必要な設備についても、使用前事業者検査の実施には影響を及ぼしていよいよことを考慮するため、定期熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。 また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にすること。</p> <p>3.5.3 検査計画の管理 検査を実施する箇所の長は、使用前事業者検査を及ぼして關係箇所と調整のうえ、検査計画を作成する。 使用前事業者検査の実施期間及び実施前事業者検査が順次に行はれることを観察する。</p> <p>3.5.4 主要な取扱いの管理 主要な取扱いの検査を実施するため、關係箇所と調整のうえ、検査を実施する箇所の長は、検査計画を作成する。 使用前事業者検査は、(1)構造的・工場管理等の計画を策定し、溶接施工法、溶接方法、溶接材料、溶接条件、熱処理条件、溶接部詳細・質及・溶接方法、溶接条件により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当つて必要な図書を溶接施工場に提出させ、それを審査、承認、必要な管理を実施する。</p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。 (1) 使用事業者検査の実施は、組織的確立を確実にして実施する。 (2) 使用事業者検査の実施は、検査要領書で明確にする。 (3) 使用前事業者検査の実施は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載されたとおりに設置され、且つ、既存施設に接続して、運営するための必要な施設を計画する。 主な検査項目は、技術基準規則上の指標（適用）に必要な設備についても、使用前事業者検査の実施するための検査を策定し、計画される検査と並行して、(1)事2の3.5-2、使用前事業者検査の実施に当つて必要な図書を提出させ、それを審査、承認、必要な管理を実施する。 (4) 使用前事業者検査の実施 検査を担当する者は、代行検査する場合は、代格による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> </td><td> <p>- T3-添1-2-16 -</p> </td></tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備考		<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する者は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載されたとおりに設置され、且つ、既存施設に接続して、又は新規に接続して、運営するための必要な施設を計画する。 使用前事業者検査は、(1)事2の3.5-1表に定める要求検査の項目及び検査項目日程に基づき、計画を策定する。 主な検査項目は、技術基準規則上の指標（適用）に必要な設備についても、使用前事業者検査の実施には影響を及ぼしていよいよことを考慮するため、定期熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。 また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にすること。</p> <p>3.5.3 検査計画の管理 検査を実施する箇所の長は、使用前事業者検査を及ぼして關係箇所と調整のうえ、検査計画を作成する。 使用前事業者検査の実施期間及び実施前事業者検査が順次に行はれることを観察する。</p> <p>3.5.4 主要な取扱いの管理 主要な取扱いの検査を実施するため、關係箇所と調整のうえ、検査を実施する箇所の長は、検査計画を作成する。 使用前事業者検査は、(1)構造的・工場管理等の計画を策定し、溶接施工法、溶接方法、溶接材料、溶接条件、熱処理条件、溶接部詳細・質及・溶接方法、溶接条件により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当つて必要な図書を溶接施工場に提出させ、それを審査、承認、必要な管理を実施する。</p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。 (1) 使用事業者検査の実施は、組織的確立を確実にして実施する。 (2) 使用事業者検査の実施は、検査要領書で明確にする。 (3) 使用前事業者検査の実施は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載されたとおりに設置され、且つ、既存施設に接続して、運営するための必要な施設を計画する。 主な検査項目は、技術基準規則上の指標（適用）に必要な設備についても、使用前事業者検査の実施するための検査を策定し、計画される検査と並行して、(1)事2の3.5-2、使用前事業者検査の実施に当つて必要な図書を提出させ、それを審査、承認、必要な管理を実施する。 (4) 使用前事業者検査の実施 検査を担当する者は、代行検査する場合は、代格による使用前事業者検査の方法を決定する。</p>	<p>- T3-添1-2-16 -</p>	<p>記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>
設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備考						
	<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する者は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載されたとおりに設置され、且つ、既存施設に接続して、又は新規に接続して、運営するための必要な施設を計画する。 使用前事業者検査は、(1)事2の3.5-1表に定める要求検査の項目及び検査項目日程に基づき、計画を策定する。 主な検査項目は、技術基準規則上の指標（適用）に必要な設備についても、使用前事業者検査の実施には影響を及ぼしていよいよことを考慮するため、定期熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。 また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にすること。</p> <p>3.5.3 検査計画の管理 検査を実施する箇所の長は、使用前事業者検査を及ぼして關係箇所と調整のうえ、検査計画を作成する。 使用前事業者検査の実施期間及び実施前事業者検査が順次に行はれることを観察する。</p> <p>3.5.4 主要な取扱いの管理 主要な取扱いの検査を実施するため、關係箇所と調整のうえ、検査を実施する箇所の長は、検査計画を作成する。 使用前事業者検査は、(1)構造的・工場管理等の計画を策定し、溶接施工法、溶接方法、溶接材料、溶接条件、熱処理条件、溶接部詳細・質及・溶接方法、溶接条件により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当つて必要な図書を溶接施工場に提出させ、それを審査、承認、必要な管理を実施する。</p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。 (1) 使用事業者検査の実施は、組織的確立を確実にして実施する。 (2) 使用事業者検査の実施は、検査要領書で明確にする。 (3) 使用前事業者検査の実施は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載されたとおりに設置され、且つ、既存施設に接続して、運営するための必要な施設を計画する。 主な検査項目は、技術基準規則上の指標（適用）に必要な設備についても、使用前事業者検査の実施するための検査を策定し、計画される検査と並行して、(1)事2の3.5-2、使用前事業者検査の実施に当つて必要な図書を提出させ、それを審査、承認、必要な管理を実施する。 (4) 使用前事業者検査の実施 検査を担当する者は、代行検査する場合は、代格による使用前事業者検査の方法を決定する。</p>	<p>- T3-添1-2-16 -</p>						

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																																																		
<p style="text-align: center;">発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置許可申請書(本文(十一号))</th> <th>設計及び工事の計画(該当事項)</th> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>要件別</th> <th>審査項目</th> <th>要件事項に対する確認項目及び確認の結果</th> <th>主な検査項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置 要求</td> <td>名称、住所、取扱 料、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態、 材料、寸法、耐 圧・漏えい等の 構造、施設に係 る仕様、要目</td> <td>設置要求どおりの名称、位 置、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態 等を確認する。 要件の記載に係 ることを確認する。</td> <td>外観検査 材質検査 仕様検査 建物・構築物検査 外観検査 内規検査 耐震検査 耐火検査 漏えい検査 機器・性能検査 内規検査して、評価を 実施する。 評価条件を満足して、 評価を確認する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備 要求</td> <td>系統構成、系統 構造、可燃設備 の機能性 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類</td> <td>系統構成、系統 構造、可燃設備 にあってることを確認す る。 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類</td> <td>内規検査して、評価を 実施する。 評価を確認する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通用 要求</td> <td>手順説明 適用要求</td> <td>手順説明 手順化されていることを確 認する。</td> <td>内規検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務の結果を検証することができない場合(個別業務が実施されない場合その他の事象が明確になる場合を含む)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるよう、(1)の検査結果によって実証する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを整理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる各項目(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く)を明確にすべきである。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p> <p>7.5.3 調査管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、調査及び監査の実施に際しては、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った監査を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の位置を追跡できる機能を有する機器等が個別業務の実施に係る履歴、運用又は所在を追跡できる機能をもつた)の徹底が個別業務を実施する場合においては、機器等又は調査監査を設立し、これを記録する。</p> <p>7.5.4 純粋の外縁の者の物品</p> <p>原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じて、純粋を作成し、これを保管する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等に適切に適合するように管理(識別表が、最後、保管及び保管を含む)する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務の監視測定及び監視測定基準の適合性を確認する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能である、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方針を策定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するため、監視測定の実施を監視測定基準に適合するまで追跡する。</p> <p>a. あらかじめ定められた期間で、又は他の期間で、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、</p>	設置許可申請書(本文(十一号))		設計及び工事の計画(該当事項)	整合性	備考	要件別	審査項目	要件事項に対する確認項目及び確認の結果	主な検査項目		設置 要求	名称、住所、取扱 料、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態、 材料、寸法、耐 圧・漏えい等の 構造、施設に係 る仕様、要目	設置要求どおりの名称、位 置、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態 等を確認する。 要件の記載に係 ることを確認する。	外観検査 材質検査 仕様検査 建物・構築物検査 外観検査 内規検査 耐震検査 耐火検査 漏えい検査 機器・性能検査 内規検査して、評価を 実施する。 評価条件を満足して、 評価を確認する。		設備 要求	系統構成、系統 構造、可燃設備 の機能性 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類	系統構成、系統 構造、可燃設備 にあってることを確認す る。 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類	内規検査して、評価を 実施する。 評価を確認する。		通用 要求	手順説明 適用要求	手順説明 手順化されていることを確 認する。	内規検査		<p style="text-align: center;">変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置許可申請書(本文(十一号))</th> <th>設計及び工事の計画(該当事項)</th> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>要件別</th> <th>審査項目</th> <th>要件事項に対する確認項目及び確認の結果</th> <th>主な検査項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置 要求</td> <td>名称、住所、取扱 料、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態、 材料、寸法、耐 圧・漏えい等の 構造、施設に係 る仕様、要目</td> <td>設置要求どおりの名称、位 置、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態 等を確認する。 要件の記載に係 ることを確認する。</td> <td>外観検査 材質検査 仕様検査 建物・構築物検査 外観検査 内規検査 耐震検査 耐火検査 漏えい検査 機器・性能検査 内規検査して、評価を 実施する。 評価を確認する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備 要求</td> <td>系統構成、系統 構造、可燃設備 の機能性 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類</td> <td>系統構成、系統 構造、可燃設備 にあってることを確認す る。 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類</td> <td>内規検査して、評価を 実施する。 評価を確認する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通用 要求</td> <td>手順説明 適用要求</td> <td>手順説明 手順化されていることを確 認する。</td> <td>内規検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務の結果を検証することができない場合(個別業務が実施されない場合その他の事象が明確になる場合を含む)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるよう、(1)の検査結果によって実証する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを整理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる各項目(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く)を明確にすべきである。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p> <p>7.5.3 調査管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、調査及び監査の実施に際しては、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い監視測定を実施していることから整合性のとれた方針を策定する。</p> <p>7.5.4 純粋の外縁の者の物品</p> <p>原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じて、純粋を作成し、これを保管する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等に適切に適合するように管理(識別表が、最後、保管及び保管を含む)する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務の監視測定及び監視測定基準の適合性を確認する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能である、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方針を策定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するため、監視測定の実施を監視測定基準に適合するまで追跡する。</p> <p>a. あらかじめ定められた期間で、又は他の期間で、計量の標準まで追跡する。</p>	設置許可申請書(本文(十一号))		設計及び工事の計画(該当事項)	整合性	備考	要件別	審査項目	要件事項に対する確認項目及び確認の結果	主な検査項目		設置 要求	名称、住所、取扱 料、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態、 材料、寸法、耐 圧・漏えい等の 構造、施設に係 る仕様、要目	設置要求どおりの名称、位 置、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態 等を確認する。 要件の記載に係 ることを確認する。	外観検査 材質検査 仕様検査 建物・構築物検査 外観検査 内規検査 耐震検査 耐火検査 漏えい検査 機器・性能検査 内規検査して、評価を 実施する。 評価を確認する。		設備 要求	系統構成、系統 構造、可燃設備 の機能性 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類	系統構成、系統 構造、可燃設備 にあってることを確認す る。 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類	内規検査して、評価を 実施する。 評価を確認する。		通用 要求	手順説明 適用要求	手順説明 手順化されていることを確 認する。	内規検査		<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p>(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>
設置許可申請書(本文(十一号))		設計及び工事の計画(該当事項)	整合性	備考																																																
要件別	審査項目	要件事項に対する確認項目及び確認の結果	主な検査項目																																																	
設置 要求	名称、住所、取扱 料、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態、 材料、寸法、耐 圧・漏えい等の 構造、施設に係 る仕様、要目	設置要求どおりの名称、位 置、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態 等を確認する。 要件の記載に係 ることを確認する。	外観検査 材質検査 仕様検査 建物・構築物検査 外観検査 内規検査 耐震検査 耐火検査 漏えい検査 機器・性能検査 内規検査して、評価を 実施する。 評価条件を満足して、 評価を確認する。																																																	
設備 要求	系統構成、系統 構造、可燃設備 の機能性 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類	系統構成、系統 構造、可燃設備 にあってることを確認す る。 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類	内規検査して、評価を 実施する。 評価を確認する。																																																	
通用 要求	手順説明 適用要求	手順説明 手順化されていることを確 認する。	内規検査																																																	
設置許可申請書(本文(十一号))		設計及び工事の計画(該当事項)	整合性	備考																																																
要件別	審査項目	要件事項に対する確認項目及び確認の結果	主な検査項目																																																	
設置 要求	名称、住所、取扱 料、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態、 材料、寸法、耐 圧・漏えい等の 構造、施設に係 る仕様、要目	設置要求どおりの名称、位 置、機器、設置 要求、検査、設置 外観、保管状態 等を確認する。 要件の記載に係 ることを確認する。	外観検査 材質検査 仕様検査 建物・構築物検査 外観検査 内規検査 耐震検査 耐火検査 漏えい検査 機器・性能検査 内規検査して、評価を 実施する。 評価を確認する。																																																	
設備 要求	系統構成、系統 構造、可燃設備 の機能性 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類	系統構成、系統 構造、可燃設備 にあってることを確認す る。 上記以外の要 求の場合は事項 解説書の添付 書類	内規検査して、評価を 実施する。 評価を確認する。																																																	
通用 要求	手順説明 適用要求	手順説明 手順化されていることを確 認する。	内規検査																																																	

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

## 【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

発電用原子炉の設置の許可と整合性	
設計及び工事計画該当事項	整合性
<p>校正又は検査(以下「検査」といって論述する方法)により校正又は検査がなされていること。            a. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。            b. 所要の調整がなされていること。            c. 所要の調整がなされていること。            d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。            e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。            (4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要件事項への不適合が判明した場合には、從前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。            (5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。            (6) 原子力部門は、監視測定のための設備の整正及び監視の結果の記録を作成し、これを管理する。            (7) 原子力部門は、監視測定において、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外の者の意見</p> <p>(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外側の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>b. 實効性のある実施及び実効性的維持</p> <p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するため、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う各組織の実効性による内部監査を実施する。</p> <p>a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る各組織、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに從前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公正性を確保する。</p> <p>(5) 原子力部門、内部監査員及び管理者は、各自の個別業務又は管理下にある個別業務に係る内部監査をさせない。</p> <p>(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに実績の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査者に係る要求事項を、手順書等で定める。</p> <p>(7) 原子力部門は、内部監査結果を通知する。</p>	<p>校正又は検査(以下「検査」といって論述する方法)により校正又は検査がなされていること。            a. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。            b. 所要の調整がなされていること。            c. 所要の調整がなされていること。            d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。            e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。            (4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要件事項への不適合が判明した場合には、從前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。            (5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。            (6) 原子力部門は、監視測定のための設備の整正及び監視の結果の記録を作成し、これを管理する。            (7) 原子力部門は、監視測定において、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外の者の意見</p> <p>(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外側の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>b. 實効性のある実施及び実効性的維持</p> <p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するため、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う各組織の実効性による内部監査を実施する。</p> <p>a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る各組織、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに從前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公正性を確保する。</p> <p>(5) 原子力部門、内部監査員及び管理者は、各自の個別業務又は管理下にある個別業務に係る内部監査をさせない。</p> <p>(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに実績の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査者に係る要求事項を、手順書等で定める。</p> <p>(7) 原子力部門は、内部監査結果を通知する。</p>

記載の適正化

(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)

- T3-添付-18 -

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

## 【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p><b>8.2.3 プロセスの監視測定</b></p> <p>(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定を行う場合に見合う方法によりこれを実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが6.4.2.(1)及び7.1.(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実施する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 原子力部門は、5.4.2.(1)及び7.1.(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合は、当該プロセスの間隔を延伸し、当該期間に対する適切な措置を講じる。</p> <p><b>8.2.4 機器等の検査等</b></p> <p>(1) 原子力部門は、機器等による要件を重視への適合性を検証するため、個別業務等による検査の実施に係る品質の基準に係る評価を実施する。 併せて、使用前事業者検査等又は自主検査等による検査の実施に係る品質の基準に係る評価を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の検査結果等を基づく検査等を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(2)の次の段階に係る品質を確保するため、 作成して、これを範囲とする記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 原子力部門は、(5)の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>8.2.5 使用前事業者検査等</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等による要件を重視への適合性を検証するため、個別業務等による検査の実施に係る品質の基準に係る評価を実施する。 併せて、使用前事業者検査等又は自主検査等による検査の実施に係る品質の基準に係る評価を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の検査結果等を基づく検査等を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(2)の次の段階に係る品質を確保するため、 作成して、これを範囲とする記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 原子力部門は、(5)の記録を作成し、これを管理する。</p> <p><b>8.3 不適合の管理</b></p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがない。当該機器等又は個別業務が実施することを監視する。</p> <p>(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関する責任及び複数を手順等に定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定めた手順により原子力の安全についての影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての</p>	<p><b>8.3 不適合の管理</b></p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがない。当該機器等又は個別業務が実施されることを監視する。</p> <p>(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関する責任及び複数を手順等に定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定めた手順により原子力の安全についての影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての</p> <p><b>8.4 不適合の管理</b></p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがない。当該機器等又は個別業務が実施されることを監視する。</p> <p>(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関する責任及び複数を手順等に定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定めた手順により原子力の安全についての影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての</p> <p><b>8.5 使用前事業者検査等</b></p> <p>(1) 原子力部門は、機器等による要件を重視への適合性を検証する。 併せて、使用前事業者検査等又は自主検査等による検査の実施に係る品質の基準に係る評価を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の検査結果等を基づく検査等を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(2)の次の段階に係る品質を確保するため、 作成して、これを範囲とする記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(3)の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 原子力部門は、(5)の記録を作成し、これを管理する。</p> <p><b>8.6 不適合の管理</b></p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがない。当該機器等又は個別業務が実施されることを監視する。</p> <p>(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関する責任及び複数を手順等に定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定めた手順により原子力の安全についての影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての</p>	<p><b>記載の適正化</b></p> <p>(設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)</p>

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

## 【資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変更前	変更後	備考						
—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">設置許可申請書（本文（十一号））</td> <td style="width: 80%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <b>発電用原子炉の設置の許可との整合性</b>            設計及び工事の計画該当事項         </td> <td style="width: 10%; padding: 5px; text-align: right;">整合性 備考</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 10px; vertical-align: top;">           8.5.3 未然防止処置            (1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの知識及びより得る未然防止処置の重要性に応じて、次に掲げるとこころにより、過剰な未然防止処置を諭す。            a. 起こり得る不適合及びその原因について検査する。            b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。            c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施す。            d. 講じたすべての未然防止処置及びその特徴の評価を行う。            e. 講じたすべての未然防止処置及びその特徴の評価を行う。            (2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。         </td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文（十一号））	<b>発電用原子炉の設置の許可との整合性</b> 設計及び工事の計画該当事項	整合性 備考	8.5.3 未然防止処置 (1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの知識及びより得る未然防止処置の重要性に応じて、次に掲げるとこころにより、過剰な未然防止処置を諭す。 a. 起こり得る不適合及びその原因について検査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施す。 d. 講じたすべての未然防止処置及びその特徴の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置及びその特徴の評価を行う。 (2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。			記載の適正化 (設置許可申請書と設工認「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性に関する明確化)  - T3-添1-2-21/E -
設置許可申請書（本文（十一号））	<b>発電用原子炉の設置の許可との整合性</b> 設計及び工事の計画該当事項	整合性 備考						
8.5.3 未然防止処置 (1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの知識及びより得る未然防止処置の重要性に応じて、次に掲げるとこころにより、過剰な未然防止処置を諭す。 a. 起こり得る不適合及びその原因について検査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施す。 d. 講じたすべての未然防止処置及びその特徴の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置及びその特徴の評価を行う。 (2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。								

#### IV. 補正内容を反映した書類

目	次	頁
1. 概要 .....	.....	T3-添1-2-1
2. 基本方針 .....	.....	T3-添1-2-1
3. 記載の基本事項 .....	.....	T3-添1-2-1
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性		
十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な 体制の整備に関する事項 .....	.....	T3-添1-2-2

## 1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 基本方針

設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（十一号）」と設計及び工事の計画のうち「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。

なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。また、本申請設備は、津波から防護する設備ではなく、設置許可申請書により許可された津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に影響を受けるものではない。

## 3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文（十一号）」に記載する順とする。

#### 4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>A. 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉</p> <p>1. 目的 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、<u>発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「高浜発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に定めている。</u> <u>「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。</u></p> <p>2. 適用範囲 品質管理に関する事項は、<u>高浜発電所の保安活動に適用する。</u></p> <p>3. 定義 品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品管規則に従う。 (1) 原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (2) 原子力部門 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各組織（組織の最小単位）の総称をいう。</p>	<p>1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 当社は、<u>原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「高浜発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に定めている。</u> <u>「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）は、<u>保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。</u></u></p> <p>2. 適用範囲・定義 2.1 適用範囲 設工認品質管理計画は、<u>高浜発電所3号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。</u></p> <p>2.2 定 義 設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。 (1) 実用炉規則 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）をいう。 (2) 技術基準規則 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）をいう。 (3) 実用炉規則別表第二対象設備 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。 (4) 適合性確認対象設備 設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。</p>	<p>設置許可申請書（本文（十一号））において、設計及び工事の計画の内容は以下のとおり満足している。</p> <p>設計及び工事の計画では、高浜発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画を定めていることから整合している。（以下、設置許可申請書（本文十一号）に対応した設計及び工事の計画での説明がない箇所については、保安規定品質マネジメントシステム計画にて対応していることを以て整合している。）</p> <p>設計及び工事の計画の適用範囲は、設置許可申請書（本文十一号）の適用範囲に示す高浜発電所の保安活動に包含されていることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画の用語の定義に従っていることから整合している。</p>	

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 原子力部門は、品質管理に関する事項にしたがって、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 原子炉施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</li> <li>b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</li> <li>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</li> </ul> <p>(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p>	<p>3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等</p> <p>設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用</p> <p>設工認におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。</p> <p>設計・調達の管理に係るグレード分け（原子炉施設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重要度※</th> <th>グレードの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当する工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○クラス1の設備に係る工事</td> <td>Aクラス</td> </tr> <tr> <td>○クラス2の設備に係る工事</td> <td>又は Bクラス</td> </tr> <tr> <td>・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事</td> <td>Cクラス</td> </tr> <tr> <td>上記以外の設備に係る工事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：上記の「クラス1～3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1～3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発電への影響度区分</th> <th colspan="6">安全上の機能別重要度区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">クラス1</th> <th colspan="2">クラス2</th> <th colspan="2">クラス3</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>PS-1</th> <th>MS-1</th> <th>PS-2</th> <th>MS-2</th> <th>PS-3</th> <th>MS-3</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>A</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>R1：その故障により発電停止となる設備  R2：その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備（R1を除く）  R3：上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備</p> <p>設計・調達の管理に係るグレード分け（原子炉施設のうち重大事故等対処施設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重要度</th> <th>グレードの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○特定重大事故等対処施設</td> <td>SA常設</td> </tr> <tr> <td>○重大事故等対処設備（常設設備）</td> <td>SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）</td> </tr> <tr> <td>○重大事故等対処設備（可搬設備）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重要度※	グレードの区分	次のいずれかに該当する工事		○クラス1の設備に係る工事	Aクラス	○クラス2の設備に係る工事	又は Bクラス	・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類		○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Cクラス	上記以外の設備に係る工事		発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分						クラス1		クラス2		クラス3		その他	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3		R1						B	R2	A						R3						C	重要度	グレードの区分	○特定重大事故等対処施設	SA常設	○重大事故等対処設備（常設設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）	○重大事故等対処設備（可搬設備）		<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い品質管理を行うことから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のグレード分けを行うことから整合している。</p>	
重要度※	グレードの区分																																																																		
次のいずれかに該当する工事																																																																			
○クラス1の設備に係る工事	Aクラス																																																																		
○クラス2の設備に係る工事	又は Bクラス																																																																		
・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類																																																																			
○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Cクラス																																																																		
上記以外の設備に係る工事																																																																			
発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分																																																																		
	クラス1		クラス2		クラス3		その他																																																												
PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3																																																														
R1						B																																																													
R2	A																																																																		
R3						C																																																													
重要度	グレードの区分																																																																		
○特定重大事故等対処施設	SA常設																																																																		
○重大事故等対処設備（常設設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）																																																																		
○重大事故等対処設備（可搬設備）																																																																			
	<p>3.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達のグレード分けを行うことから整合している。</p>																																																																	

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。</li> <li>b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。</li> <li>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</li> <li>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</li> <li>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</li> <li>f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。</li> <li>g. プロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</li> <li>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。</li> </ul> <p>(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 原子力部門は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質方針及び品質目標</li> <li>(2) 品質マニュアル</li> <li>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようするために、原子力部門が必要と決定した文書</li> <li>(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</li> </ul> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>原子力部門は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</li> <li>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</li> <li>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</li> <li>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</li> <li>(5) プロセスの相互の関係</li> </ul> <p>4.2.3 文書の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力部門は、<u>品質マネジメント文書を管理する。</u></li> <li>(2) 原子力部門は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、<u>品質マネジメント文書に関する</u>次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</li> <li>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改</li> </ul> </li> </ul>	<p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 設計、工事及び検査に係る組織の長は、<u>設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。</u></li> <li>(2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理 設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、</li> </ul>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い文書管理を行うことから整合している。</p>	
			- T3-添1-2-4 -

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する原子力部門内における各組織の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようすること。</p> <p>g. 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>	<p>工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。</p> <p>(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。</p>		
<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう<sub>に</sub>作成し、<sub>保安活動の重要度に応じて</sub>これを管理する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</u></p>			
<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できること。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>			
<p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>			
<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 原子力部門の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p>			

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。			
5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、原子力部門内における各組織において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようする。 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。			
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようする。 (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任及び権限の割当て			
5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、原子力部門内における各組織及び要員の責任及び権限並びに原子力部門内における各組織相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） 設計、工事及び検査は、本店組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。 設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき高浜発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。	
5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上すること。 d. 関係法令を遵守すること。			
5.5.3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e. 関係法令を遵守すること。			

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</li> <li>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</li> <li>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</li> <li>d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</li> <li>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</li> </ul> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>			
<p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>			
<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内部監査の結果</li> <li>(2) 原子力部門の外部の者の意見</li> <li>(3) プロセスの運用状況</li> <li>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</li> <li>(5) 品質目標の達成状況</li> <li>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況</li> <li>(7) 関係法令の遵守状況</li> <li>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</li> <li>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</li> <li>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</li> <li>(11) 原子力部門内における各組織又は要員からの改善のための提案</li> <li>(12) 資源の妥当性</li> <li>(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</li> </ul> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</li> <li>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</li> <li>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</li> <li>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</li> <li>e. 関係法令の遵守に関する改善</li> </ul>			

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 要員</li> <li>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</li> <li>(3) 作業環境</li> <li>(4) その他必要な資源</li> </ul> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</li> <li>(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</li> <li>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</li> <li>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</li> <li>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようになること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</li> <li>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</li> <li>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</li> </ul> </li> <li>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力部門は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</li> <li>(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</li> <li>(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</li> <li>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</li> <li>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</li> <li>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</li> <li>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</li> </ul> </li> <li>(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</li> </ul>			

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。            a. 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項            b. 関係法令            c. a. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。            (2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。            a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。            b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。            c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。            (3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。            (4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画 (1) 原子力部門は、<u>設計開発</u>（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、<u>設計開発を管理する</u>。            (2) 原子力部門は、<u>設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u>  <u>a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u>  <u>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u>  <u>c. 設計開発に係る各組織及び要員の責任及び権限</u>  <u>d. 設計開発に必要な原子力部門の内部及び外部の資源</u>            (3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。            (4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査 <u>設工認における設計、工事及び検査の流れを第3.2-1図に示すとともに、設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。</u> なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。 設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。</p>			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項				整合性	備考
第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階						
		各段階	保安規定品質マネジメントシステム 計画の対応項目	概要		
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画		
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化		
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出		
	3.3.3(1) ※	基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成		
	3.3.3(2) ※	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施		
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック		
	3.3.4 ※	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応		
工事及び検査	3.4.1 ※	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計		
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施		
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること		
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定		
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理		
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理		
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認		
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理		
※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。						

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>第3.2-1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ</p>		
<p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機能及び性能に係る要求事項</li> <li>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</li> <li>c. 関係法令</li> <li>d. その他設計開発に必要な要求事項</li> </ul> <p>(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。</p> <p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性確認対象設備（運用を含む。）に対する技術基準規則への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽出する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計・開発へのインプットとして、適合性確認対象設備に対する要求事項を明確化していることから整合している。</p>	

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</li> <li>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</li> <li>c. 合否判定基準を含むものであること。</li> <li>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</li> </ul>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>基本設計方針の作成（設計1）</u> 「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、<u>必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。</u></li> <li>(2) <u>適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</u> 「設計2」として、「設計1」で明確にした<u>基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。</u></li> </ul> <p>なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計・開発からのアウトプットを作成するために設計を実施していることから整合している。</p>	
<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画にしたがって、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</li> <li>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</li> </ul> <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となる設計開発段階に関連する各組織の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>なお、<u>設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</u></p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「<u>保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目</u>」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューには専門家を含めていることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューの記録を管理していることから整合している。</p>	
<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にしたがって検証を実施する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>(3) <u>設計のアウトプットに対する検証</u> 設計を主管する箇所の長は、<u>設計1及び設計2の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の検証を実施していることから整合している。</p>	
<p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するため、設計開発計画にしたがって、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>使用前事業者検査の独立性確保</u> 使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</li> <li>(2) <u>使用前事業者検査の体制</u> 使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。</li> <li>(3) <u>使用前事業者検査の検査要領書の作成</u> 検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定し</u></li> </ul>		<p>- T3-添1-2-12 -</p>

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																												
<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の変更を行った場合</u>においては、<u>当該変更の内容を識別することができるよう</u>にするとともに、<u>当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価</u>（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）<u>を行う。</u></p> <p>(4) 原子力部門は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>調達する物品又は役務</u>（以下「調達物品等」という。）<u>が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項</u>（以下「調達物品等要求事項」という。）<u>に適合するようにする。</u></p>	<p>た確認方法を基に、<u>使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u> 実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>(4) <u>使用前事業者検査の実施</u> 検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、<u>検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設備</td> <td rowspan="3">設計要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。</td> <td>据付検査 状態確認検査 外観検査</td> </tr> <tr> <td>材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）</td> <td>要目表の記載どおりであることを確認する。</td> <td>材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査</td> </tr> <tr> <td>系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td> <td>状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価要求</td> <td>上記以外の所要の機能要求事項</td> <td>目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。</td> <td>特性検査 機能・性能検査</td> </tr> <tr> <td>解析書のインプット条件等の要求事項</td> <td>評価条件を満足していることを確認する。</td> <td>内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>運用要求</td> <td>手順確認</td> <td>(保安規定) 手順化されていることを確認する。</td> <td>状態確認検査</td> </tr> </tbody> </table>	要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	設備	設計要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査	評価要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	特性検査 機能・性能検査	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用	運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の変更管理を実施していることから整合している。</p>	
要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目																											
設備	設計要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査																											
		材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査																											
		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査																											
	評価要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	特性検査 機能・性能検査																											
解析書のインプット条件等の要求事項		評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用																												
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査																											
<p>3.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、<u>設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じ修正する。</u></p> <p>3.6 設工認における調達管理の方法</p> <p>設工認で行う調達管理は、<u>保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。</u></p>		<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理を実施していることから整合している。</p>																													

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 原子力部門は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。</u>この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項にしたがい、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、<u>適切な調達の実施に必要な事項</u>（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p><b>7.4.2 調達物品等要求事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力部門は、<u>調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</li> <li>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</li> <li>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</li> <li>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</li> <li>g. その他調達物品等に必要な要求事項</li> </ul> </li> <li>(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関する事を含める。</li> <li>(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</li> <li>(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</li> </ul>	<p><b>3.6.3 調達製品の調達管理</b></p> <p>(2) <b>調達製品の管理</b></p> <p>調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(1) <b>調達文書の作成</b></p> <p>調達を主管する箇所の長は、<u>一般汎用品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般汎用品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。</u></p> <p><b>3.6.1 供給者の技術的評価</b></p> <p>調達を主管する箇所の長は、<u>供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。</u></p> <p><b>3.6.2 供給者の選定</b></p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す<u>重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</u></p> <p><b>3.6.3 調達製品の調達管理</b></p> <p>業務の実施に際し、<u>原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</u></p> <p>(1) <b>調達文書の作成</b></p> <p>調達を主管する箇所の長は、<u>業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書（以下「仕様書」という。）を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「(2) 調達製品の管理」参照）</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理における一般汎用品の管理及び原子力規制委員会の職員が供給先の工場等への施設への立ち入りがあることを供給者へ要求していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者の評価を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者を選定していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達仕様書を作成していることから整合している。</p>	

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確實に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.6.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、その他の活動を含む調達製品の検証を実施していることから整合している。</p>	
<p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理 原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>3.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計（設計3）、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。 また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。</p> <p>3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。</p> <p>①実設備の仕様の適合性確認 ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。 これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。 ②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。 また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、工事の実施、使用前事業者検査の計画の策定を業務の管理として実施していることから整合している。</p>	

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>3. 5. 2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</u></p> <p>使用前事業者検査は、「<u>工事の方法</u>」に記載された<u>使用前事業者検査の項目</u>及び方法並びに第3.5-1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。</p> <p>3. 5. 3 検査計画の管理</p> <p>検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、<u>使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。</u></p> <p>使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。</p> <p>3. 5. 4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</p> <p>主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、<u>溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。</u></p> <p>また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表（溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等）により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。</p> <p>3. 5. 5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、<u>検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用前事業者検査の独立性確保</li> <li>    使用前事業者検査は、<u>組織的独立を確保して実施する。</u></li> <li>(2) 使用前事業者検査の体制</li> <li>    使用前事業者検査の体制は、<u>検査要領書で明確にする。</u></li> <li>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成</li> <li>    検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3. 5. 2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u></li> <li>    実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</li> <li>(4) 使用前事業者検査の実施</li> <li>    検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、<u>検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。</u></li> </ul>		

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																											
	第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">設備</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">設置 要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。</td> <td>据付検査 状態確認検査 外観検査</td> </tr> <tr> <td>材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）</td> <td>要目表の記載どおりであることを確認する。</td> <td>材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査</td> </tr> <tr> <td>系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td> <td>状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査</td> </tr> <tr> <td>上記以外の所要の機能要求事項</td> <td>目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。</td> <td>特性検査 機能・性能検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">評価 要求</td> <td>解析書のインプット条件等の要求事項</td> <td>評価条件を満足していることを確認する。</td> <td>内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>運用要求</td> <td>手順確認  (保安規定) 手順化されていることを確認する。</td> <td>状態確認検査</td> </tr> </tbody> </table>	要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	設備	設置 要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	特性検査 機能・性能検査	評価 要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用	運用	運用要求	手順確認  (保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査		
要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目																										
設備	設置 要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査																										
		材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査																										
		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査																										
	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	特性検査 機能・性能検査																											
評価 要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用																											
	運用	運用要求	手順確認  (保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査																										
7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。 (2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 (4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。 a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認の方法	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ (2) 機器、弁及び配管等の管理 工事を主管する箇所の長は、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い識別管理を実施していることから整合している。																												
7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 (1) 原子力部門は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 原子力部門は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ (1) 計量器の管理 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計量器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い監視測定のための設備の管理を実施していることから整合している。																												
7.5.4 組織の外部の者の物品 原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。																														
7.5.5 調達物品の管理 (1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。																														
7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 原子力部門は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、																														

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>校正又は検証の根拠について記録する方法により校正又は検証がなされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</li> <li>c. 所要の調整がなされていること。</li> <li>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</li> <li>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</li> </ul> <p>(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</li> <li>(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</li> </ul> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。</li> <li>(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</li> </ul> <p>8.2.2 内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う各組織その他の体制により内部監査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>b. 実効性のある実施及び実効性の維持</li> </ul> </li> <li>(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</li> <li>(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る各組織、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</li> <li>(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</li> <li>(5) 原子力部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</li> <li>(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。</li> <li>(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</li> </ul>			

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることを実証する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 原子力部門は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画にしたがって、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各組織に属する要員と組織を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各組織に属する要員と必要に応じて組織を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</li> <li>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての</li> </ul>	<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保</p> <p>使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制</p> <p>使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。</p> <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>3.8 不適合管理</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い使用前事業者検査を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い不適合管理を実施していることから整合している。</p>	
			- T3-添1-2-19 -

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 原子力部門は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p><b>8.4 データの分析及び評価</b></p> <p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 原子力部門の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</li> <li>b. 個別業務等要求事項への適合性</li> <li>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</li> <li>d. 調達物品等の供給者の供給能力</li> </ul> <p><b>8.5 改善</b></p> <p><b>8.5.1 継続的な改善</b></p> <p>原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p><b>8.5.2 是正処置等</b></p> <p>(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</li> <li>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</li> </ul> </li> <li>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</li> <li>c. 講じたすべてのは正処置の実効性の評価を行う。</li> <li>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</li> <li>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</li> <li>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</li> <li>g. 講じたすべてのは正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</li> </ul> <p>(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>			

## 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</li> <li>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</li> <li>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</li> <li>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</li> <li>e. 講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</li> </ul> <p>(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>			